

税制改正にかかる

軽自動車税の税率改正について

平成26年度の税制改正（地方税法等の改正）に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が引き上げられます。

◎原動機付自転車および二輪車など

車種区分		税率(年額)	
		現行	改正後(H28年度～)
原付	排気量50cc以下	1,000円	※ 2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	※ 2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	※ 2,400円
	ミニカー	2,500円	※ 3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	※ 3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	※ 6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	※ 2,400円
	その他作業用	4,700円	※ 5,900円

※ただし、平成27年度政府税制改正大綱（平成27年1月14日閣議決定）には、適用開始を1年間延長し、平成28年度分から変更される予定となっています。詳細に関してわかり次第、お知らせいたします。

◎軽四輪など（三輪以上の軽自動車）

車種区分		税率(年額)		最初の新規検査から13年を超える車両の税率(H28年度～)※
		現行	改正後	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用 家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用 家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

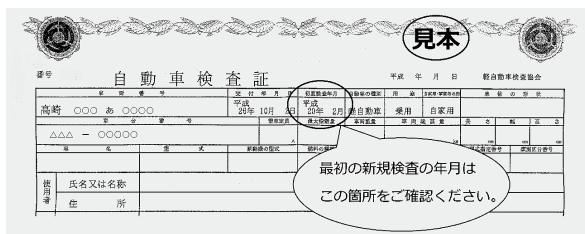
◎軽四輪などについては、平成27年4月1日以降に最初（新車）の新規検査を受けるものから改正後の税率を適用します。

◎平成27年3月31日までに最初（新車）の新規検査を受けたものについては、現行の税率のままです。

※平成28年度から、最初（新車）の新規検査から13年を経過した軽四輪などについて、税率の概ね20%の重課を導入します。ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は除きます。

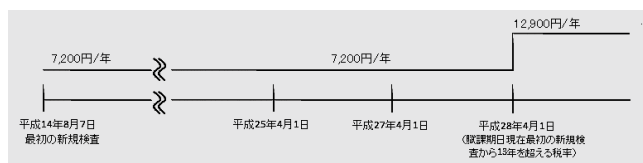
問合せ▶ 困税務課諸税証明係
(☎内線1061)

◆最初（新車）の新規検査年月は、「自動車検査証」の「初度検査年月」を参照してください。



●四輪の乗用自家用車の例

①平成14年8月7日に最初の新規検査を受けた車両を購入した場合
平成27年4月1日… 7,200円（税率変更なし）
平成28年4月1日… 12,900円（賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える車両の税率）



②平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両を購入した場合
平成27年4月1日… 10,800円（改正後の税率）
平成41年4月1日… 12,900円（賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える車両の税率）

